

タネがますます危ない



鈴木宣弘

東京大学大学院 特任教授

すずき・のぶひろ / 1958年三重県生まれ。東京大学農学部卒業後、農林水産省入省。農業総合研究所研究交流科長、九州大学教授などを経て、2006年から東京大学大学院教授。2024年4月から現職。食料安全保障推進財団理事長。専門は農業経済学、国際貿易論。『農業消滅 農政の失敗がまねく国家存亡の危機』（平凡社新書）、『協同組合と農業経済 共生システムの経済理論』（東京大学出版会）ほか著書多数。

食料は命の源だが、その源は種だ。だから、種を守ることは国民の命を守るための一番の要だ。だからこそ、「種を制すれば、世界を制する」ことができるとして、グローバル種子農薬企業の攻勢が止まらない。日本はその流れに最も従順に飲み込まれて、国民の命を疎かにする方向にさらに動いていないか。

■ グローバル種子企業の品種開発に公的機関が動員される

「重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案（通称：気候変動等対応品種法案）」と「種苗法の一部を改正する法律案（通称：改正種苗法案）」の2つの種子関連法案が国会に出された。まず、新品種開発をめぐる新法の「気候変動等対応品種法案」についてだが、気候変動に対応した品種開発を大義名分としているが、それは、国民の税金や公的資源を投入して種苗企業をさらに儲けさせるという本質を隠すカムフラージュではないか。実質的には国の農研機構や県の試験場が遺伝的データや施設や人も提供して、遺伝子操作技術などを駆使した民間企業の新品種開発に協力させられる。そして、できた新品種は企業が持っていき、企業の利益のために使われる。

種子法が廃止された後、各自治体では種子条例をつくって、地域の種子の開発を何とか続けていこうとしてきた。しかし現実には、県の試験場に向けられる従

来型の育種予算が減り、人も減らされている中で、この新法によって、種子法廃止後に各地の種子条例で守ろうとしてきた地域の育種事業は、ますます形骸化する。気候変動への対処も本来は地域ごとの対応が有効だが、地域に合った品種を守るのではなく、グローバル種子企業が儲けたい方向の品種開発に公的機関が動員される流れが強まる。

■ 育成者権が世界最長になる

さらに、種苗法の再改正では、開発した種で企業が独占的に利益を得られる育成者権の期間を延ばして、企業が種ビジネスでより長く儲けられるようにするという「至れり尽くせり」だ。まさに種の公共性に反する方向だ。

これは、TPP 交渉などで問題になった、新薬のデータ保護期間延長によってジェネリック医薬品が作りにくくなり、患者の命よりも巨大企業の利益を増やす構図と似ている。同じ問題が、日本で率先して、種の世界で起きている。印鑰（いんやく）智哉氏の調べでわかるように、日本の種の育成者権は世界最長になる（表）。

国・地域	一般の植物	樹木	備考
日本（改正案）	35年	40年	世界最長。UPOV基準を大幅に超過
日本（現行法）	25年	30年	これでもUPOV最低基準より長い
米国	20年	25年	特許法（Plant Patent）併用の場合は別途
EU諸国	25年	30年	アスパラガスや球根類などは30年
韓国	20年	25年	UPOV 1991年条約の最低基準に準拠
中国	15年	20年	UPOV 1978年条約ベース（一部強化中）
インド	15年	18年	農民の権利を強く認める独自法
フィリピン	20年	25年	UPOV 1991年基準
インドネシア	20年	25年	UPOV 1991年基準
マレーシア	20年	25年	独自の「新植物品種保護法」
ブラジル	15年	18年	UPOV 1978年基準

印鑰智哉氏 調べ

出典：印鑰智哉氏 種苗関連2法案に関する学習会資料より

印鑰氏は指摘する。「最悪のシナリオは地方自治体を持つ情報がすべて農研機構の育種データベースに吸い込まれ、それを多国籍企業が利用して、新品種を作り、育成者権や特許が取られた上に、その種の増産、および普及に地方自治体や農協などの種採り農家が動員されるというものでしょう」。

■ 種は誰のものか

ここで押さえておくべきなのは、「種を制する者は世界を制する」という構図だ。世界ではグローバル種子企業が買収を重ね、自分たちの種を買わなければ生産できない仕組みを作ろうとしてきたが、世界中の農家・市民が猛反発して、苦しくなってきた。苦しくなるといつもそうだが、何でも言うことを聞く国があるじゃないかと。日本だ。そして、日本が「ラストリゾート」かのように位置付けられて、日本に要求が来る。

まず公共の種子事業が邪魔だとして種子法が廃止された。自治体などが育成した種の知見を民間へ譲渡させる仕組みもつくられた。さらに、農家が自家採種できるままだと次から種が売れなくなるからと、自家増殖を原則禁止する方向へ種苗法改定が行われた。表向きの大義名分は「シャインマスカットが中国や韓国に取られたから、日本の種を守る」というものだったが、実際には企業に種を渡して独占させる流れを強めてきた。そこへ、今回の新法・改正が加わったのだ。

そもそも種は誰のものなのか。何千年もかけて、多くの人々が育ててきた共有財産である。地域ごとに根づき、多様な種が育まれてきた。それを、一部の企業が少し新しい形質を加えたからといって長期に独占し、利益を増幅させていくのは、種の公共性に反する。農家は自家採種しにくくなり、種を自由に使えない期間も長くなる。それは、地域に根ざした品種の保存や地域社会の持続そのものに対する脅威である。

一部の企業の儲けのために種が独占される流れを食い止めるには、「日本の種子(たね)を守る会」や「OK シードプロジェクト」など全国各地で頑張っている種を守る組織がさらに連携強化し、「地域の種からつくる循環型食料自給圏」の構築に向けた「飢えるか、植えるか」の国民運動の展開が急務である。

